(3)　中小企業の経営環境の変化への対応の円滑化

①　中小企業再生支援事業

各都道府県の商工会議所等の認定支援機関に設置されている協議会を支援するため、中小企業再生支援全国本部を設置し、協議会への個別の中小企業再生案件に係るアドバイスや公認会計士等の専門家の派遣等を行うほか、協議会活動の分析や業務標準化、関係機関等のネットワーク構築等を実施することにより、協議会をサポートし、地域の中小企業の再生を総合的に支援する。

また、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修を行う。

②　共済事業

ア　小規模企業共済事業

小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、自ら掛金を拠出し、事業の廃止等の場合にその後の生活の安定や事業の再建等のための資金をあらかじめ準備しておく小規模企業共済制度の安定的な運営を図るため、都道府県、地域支援機関等との連携、協力を得ながら、加入促進を強力に推進する。

なお、共済加入要件の拡大等を目的とした、小規模企業共済法の一部改正法が、平成22年4月21日に公布された。

イ　中小企業倒産防止共済事業

中小企業の相互扶助の精神に基づき、自ら掛金を拠出し、取引先企業の倒産の影響を受け自らも倒産する等の事態を防止するための中小企業倒産防止共済制度の安定的な運営を図るため、都道府県、地域支援機関等との連携、協力を得ながら、加入促進を強力に推進する。

なお、セーフティネット機能の強化を目的とした、中小企業倒産防止共済法の一部改正法が、平成22年4月21日に公布された。

○経済産業省告示第百六号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　長妻　昭

登録の区分	国内登録検査機関
一　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）	株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ 三重県伊勢市朝熊町４３８３番３２６
二　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）	
三　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。）	
四　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）	

（参考）

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ本社（三重県伊勢市朝熊町４３８３番３２６）

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ横輪ＥＭＣ試験所（三重県伊勢市横輪町１０８）

○関東地方整備局告示第二百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市国分六丁目九九六番四から同市国分六丁目九五八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月三十日

○九州地方整備局告示第六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成二十一年九州地方整備局告示第十五号の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月三十日

九州地方整備局長　岡本　博

一(1)　別表、住所の欄中「福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目四番八号」を「福岡県福岡市中央区薬院一丁目十三番八号」に、確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄中「福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目四番八号」を「福岡県福岡市中央区薬院一丁目十三番八号」に改める。

(2)　改正年月日　平成二十二年五月六日

○北海道開発局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月三十日

北海道開発局長　関　克己

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
小樽市築港六番一地内	後別		
	前	一〇二・〇〇～一〇六・一〇メートル	〇・〇二一キロメートル
	後	一〇二・〇〇～一一〇・六〇メートル	〇・〇一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部